

愛知県教育委員会低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県教育委員会が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（第167条の13で準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本要領の対象となる工事は、次条第2項に基づき算定した割合を予定価格に乗じて得た額（以下「基準価格」という。）を設定した工事とする。

(基準)

第3条 政令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格が基準価格に満たない場合とする。

2 割合の算定は予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- 一 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- 二 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 三 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- 四 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 特別なものについては、前項の規定にかかわらず10分の9.2から10分の7.5の範囲内で適宜の割合とする。

(入札の執行)

第4条 当該工事に係る主務課長（以下「主務課長」という。）は、事前に入札参加資格者へ、当該入札において低入札価格調査制度を実施する旨を周知するものとする。

2 低入札価格調査制度を適用した入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第5条 前条の入札が行われた場合には、基準価格を下回る価格で入札を行った者により、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて次のような内容により、最低価格入札者等から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- 1 その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収）
- 2 手持工事の状況
- 3 手持資材の状況

- 4 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- 5 労務者の具体的供給見通し
- 6 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- 7 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
- 8 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- 9 その他必要な事項

（調査の結果）

第6条 主務課長は、前条により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式1及び様式2）により愛知県教育委員会契約審査会（以下「審査会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。

- 2 審査会は、前項の報告に基づき審査を行った場合は、その意見についての審査結果記録（様式3）を付して、低入札価格審査結果通知書（様式4）により主務課長に通知するものとする。

（落札者の決定）

第7条 主務課長は、前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、すみやかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、その他の入札参加者全員に対しその旨（様式5）を通知するものとする。

- 2 主務課長は、前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第5条以降の最低価格入札者等と同様の手続を行い落札者を決定するものとする。
- 4 第2項及び前項により、次順位者を落札者と決定したときには、次順位者に対して落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対しその旨を通知するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、消費税率の改正に係る箇所は令和元年 9 月 30 日までに引渡しをする工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

様式 1

低 入 札 価 格 調 査 報 告 書

年 月 日

契 約 審 査 会 長 殿

課 長

年 月 日に入札を実施した下記工事について、基準価格を下回る入札が行われましたので、別紙のとおり、当該契約の内容に適合した履行が確保されるか否かの調査を行いました。

つきましては、契約審査会において、その適否を審査してください。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

様式 2

低 入 札 価 格 調 査 報 告 書

工 事 名		
工 事 場 所		
工 事 概 要		
入 札 執 行 日		年 月 日 ()
最 低 価 格 入 札 業 者 名		
入 札 価 格		円 (予定価格に対する比率 %) (予定価格 円 基準価格 円)
調 査 項 目	その 価 格 に よ り 入 札 し た 理 由	
	手 持 ち 工 事 の 状 況	
	手 持 ち 資 材 の 状 況	

調 査 項 目	資 材 購 入 先 及 び 購 入 先 と 入 作 者 の 関 係	
	労 務 者 の 具 体 的 供 給 見 通 し	
	過 去 に 施 行 し た 公 共 工 事 名 及 び 工 事 成 績	
	経 営 状 況	
	信 用 状 況	
	そ の 他 必 要 な 事 項	
総 合 的 な 主 務 課 長 の 意 見		

様式 3

愛知県教育委員会契約審査会審査結果記録

下記のとおり審査しました。

記

審 査 日 時	年 月 日 ()
開 催 場 所	〇〇〇〇会議室
工 事 名	
工 事 場 所	
業 者 名	
入 札 日	年 月 日 ()
審 査 結 果	※例 当該入札価格により、契約の内容に適合した履行がされ ると判断する。

低 入 札 価 格 審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

課 長 殿

契 約 審 査 会 長

下記工事について、契約審査会で審査した結果、適合した履行が
認められる。確保される
確保されない と

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会教育長

落札者の決定について（通知）

年 月 日に入札を行った下記工事については、調査の結果、貴社（〇〇
〇〇株式会社）を落札者と決定しました。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 落 札 価 格 金〇〇〇, 〇〇〇円
(入札書記載金額 金〇〇〇, 〇〇〇円)

※ 落札業者へ通知を出す場合は「貴社」、その他の入札業者に対して通知を出す場合は落札業者名「〇〇〇〇会社」を記載する。